

**記入上の注意：**

- ① 該当しない項目は斜線を引くこと。
- ② 記入欄が不足した場合は、2枚以上に分けて作成すること。
- ③ 選択式の箇所は該当する項目にチェック☑（または■）する。
- ④ 管理技術者以外の者が記入する場合、報告内容について管理技術者も確認すること。

注1：特定建築物の所有者以外に、当該特定建築物の維持管理について権原を有する者がいる場合、記入すること。所有者と同じ場合は「同上」と記入すること。

注2：空気調和設備、機械換気設備（温度、湿度以外）であれば、中央管理方式以外であっても測定は必要。

注3：空気環境測定または水質検査の結果、1度でも不適があった場合は、「不適」に☑を入れること。

注4：回数が守られている場合は「適」、守られていない場合は「不適」に☑を入れること。

注5：新築・増築・大規模修繕・大規模模様替を行った場合、工事完了後最初に到来する6月～9月までの期間中にホルムアルデヒドの測定が必要。

注6：飲料水とは、人の飲用、炊事用、浴用（旅館の大浴場は除く）、その他、人の生活の用（手洗い用、洗浄装置付便器用、給湯器の湯など）に供する水をさす。  
水源別に2つ以上の飲料水系統がある場合は、2枚以上に分けて作成すること。

注7：貯水槽を設けて飲料水を供給する場合は、水質検査が必要。

注8：一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、pH、味、臭気、色度、濁度をさす。（検査回数省略不可）

注9：鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、蒸発残留物をさす。（水質検査の結果、基準に適合した場合は次回省略可）

注10：シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒドをさす。（6～9月に実施）

注11：貯水槽の有効容量が10tを超えるものは簡易専用水道に該当し、1年以内ごとに1回厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査を受ける必要あり。

注12：中央式の給湯設備を設けて飲料水を供給する場合は、水質検査が必要。

注13：適切な維持管理のもと末端給水温度が55℃以上の場合は、省略可。

注14：散水、修景、清掃、水洗便所用に使用している水について記入すること。

水道水以外の水（雨水、井戸水、工業用水等）を使用する場合は、検査が必要。

注15：日常清掃以外に行う清掃。ワックスがけ、カーペットクリーニング、窓の洗浄など。

注16：それぞれの項目について該当するもののうち、完全に帳簿書類が整備されている場合は「有」、一つでも整備されていない場合は「無」、いずれも該当しない場合は「該当なし」に☑を入れること。

図面・設備系統図は永年、その他維持管理記録は5年間分をさす。